

■ 月途中で介護予防相当サービスから基準緩和サービスへ切り替える場合の注意点

介護予防相当サービスの利用者が、月途中で基準緩和サービスへ切り替えることは、基本的に想定しておりません。しかしながら、利用中の事業所が廃止になった場合など、一部のケースで月途中での切り替えとなることが考えられます。

月途中で介護予防相当サービスから基準緩和サービスへ切り替えることとなった場合、介護予防相当サービスの本体報酬（日割）と、基準緩和サービスの本体報酬の合計単位数が、介護予防相当サービスの月あたりの本体報酬の単位を超過することがないように計画を作成してください。

●基本的な考え方

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{介護予防相当サービス} \\ \text{本体報酬（日割）} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{基準緩和サービス} \\ \text{本体報酬} \\ \hline \end{array} \leq \begin{array}{|c|} \hline \text{介護予防相当サービス} \\ \text{本体報酬（月額）} \\ \hline \end{array}$$

（例）訪問型サービス（週1回程度利用）要支援1の場合

- ①介護予防相当サービス 本体報酬（日割） 38単位 × 日割日数
- ②基準緩和サービス 本体報酬 225単位 × 回数
- ③介護予防相当サービス 本体報酬（月額） 1168単位

⇒ ①と②の合計単位数が③の単位数を超過することはできない。

●具体例

- ・介護予防訪問介護相当サービスを週1回程度利用していた要支援1のかた。
- ・10月20日に事業所廃止に伴い介護予防訪問介護相当サービス利用を終了。
- ・10月21日から訪問型基準緩和サービスを週1回程度利用する。

Q：切り替え月である10月において、基準緩和サービスは何回利用することができるか？

①現在までの単位を算出

38単位（介護予防訪問介護相当サービス週1回程度の日割単位） × 20日

⇒ 760単位（すでに利用した単位）

②余剰単位を算出

1168単位（介護予防訪問介護相当サービス週1回程度の月単位） - 760単位（①の単位）

⇒ 408単位（今月利用可能な範囲）

③余剰単位と基準緩和サービスの1回あたり単価から利用可能回数を判断

225単位（訪問型基準緩和サービス単価） × 1回 = 225単位

225単位（訪問型基準緩和サービス単価） × 2回 = 450単位

⇒ 1回まで利用可。2回以上の利用は余剰単位の408単位を超過するため不可。

※各種加算が算定される場合においても、本体報酬のみで計算。

※通所型サービスにおいても同様の計算方法を用いる。